

○総務省令第四百号

放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣 新藤 義孝

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第三号を次のように改める。

三 移動受信地上基幹放送

イ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第四章第一節に定める放送にあつては、放送の種類ごと、希望する放送対象地域ごと、希望する三セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第十一号第一項に規定する三セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）又は一セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第十一号第一項に規定する一セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）の別ごと、かつ、希望するセグメント数又は基準セグメント数（使用するセグメント数が瞬間ごと

に変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。以下同じ。）ごと

ロ デジタル放送の標準方式第四章第二節に定める放送にあつては、放送の種類ごと、希望する放送対象地域ごと、希望する十三セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第二十八条第一項に規定する十三セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）又は一セグメント形式のOFDMフレームの別ごと、かつ、希望するセグメント数又は基準セグメント数（テレビジョン放送にあつては、放送をする一の放送番組）ごと

第七十条第四項第三号ロ中「セグメント連結伝送方式による」を「デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二十四条の四に規定する四相位相変調又は十六値直交振幅変調、同章第二節に定める」に改め、同項第四号ロ中「セグメント連結伝送方式による」を「デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める」に、「第三十二条」を「第二十条の七又は第三十二条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第四章第一節」を「第四章第二節」に改め、「。以下同じ」を削り、「次の各号に掲げる事項」を「次に掲げる事項（第七号から第十一号までに掲げる事項にあつては、テレビジョン放送を行う移動受信地上基幹放送の業務の場合に限る。）」に改め、同項第六号の次に次の五号を加える。

七 補完放送の方法（補完放送を行う場合に限る。）

八 一の映像の符号化される映像信号の走査方式及び一の映像の走査線数

九 一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数

十一の映像の符号化された映像信号のフレーム周波数（デジタル放送の標準方式第二十四条の五の規定により符号化される映像信号に限る。）

十一 一の映像の符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数
第七十条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 セグメント連結伝送方式（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定めるセグメント連結伝送方式をいう。）による放送を行う移動受信地上基幹放送の業務に係る法第九十四条第一項第三号の規定による周波数の指定に際しては、次に掲げる事項を指定するものとする。

一 中央の周波数

二 三セグメント形式のOFDMフレーム又は一セグメント形式のOFDMフレームの別

三 伝送方式

四 セグメント数又は基準セグメント数

五 搬送波の変調の方式

六 誤り訂正内符号の符号化率

第七十一条第四項中「前条第三項」を「前条第三項及び第四項」に、「セグメント連結伝送方式による」を「デジタル放送の標準方式第四章第一節又は第二節に定める」に改める。

第七十六条第三項第一号中「衛星基幹放送」の下に「及び移動受信用地上基幹放送」を加える。

第七十六条中「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする」を「、次に掲げる区分ごとに、十とする」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 衛星基幹放送又は衛星一般放送
- 二 移動受信用地上基幹放送
- 三 有線一般放送
- 四 地上一般放送
- 五 前各号に掲げる放送以外の放送

第七十八条中「有料放送管理業務」の下に「（同項に規定する有料放送管理業務をいう。以下同じ。）」を加える。

第二百十六条第一項中「の規定（第四章及び第五章の規定に限る。）」を「（第四章及び第五章の規定に限る。）の規定」に改め、同条第二項中「の規定（第六十一条、第六十四条、第六十五条、第七十四条及び第七十六条から第七十九条までの規定に限る。）」を「（第六十一条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第七十四条及び第七十六条から第七十九条までの規定に限る。）の規定」に改め、「地上基幹放送」の下に「及び移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送に限る。）」を加え、同条第四項中「移動受信用地上基幹放送」の下に「（デジタル放送の標準方

式第四章第一節に定める放送を除く。)」を加える。

別表第六の三号の注1中「(207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用する放送)」を「(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第四章第二節に定める放送)」に改め、同表注3を次のように改める。

注3

(1) デジタル放送の標準方式第四章第一節に定めるマルチメディア放送を行う移動受信地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(記載例) 中央の周波数 101.285714MHz

使用するOFDMフレーム 3セグメント形式のOFDMフレーム

伝送方式 セグメント連結伝送方式

セグメント数 基準1セグメント

搬送波の変調の方式 16QAM

誤り訂正率 1/2

(2) デジタル放送の標準方式第四章第二節に定めるテレビジョン放送を行う移動受信地上基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(記載例) 中央の周波数 210.428MHz

使用する OFDM フレーム 13セグメント形式の OFDM フレーム

伝送方式 セグメント連結伝送方式

セグメント数 基準 1セグメント (補完放送 (音声) を含む。 ※)

搬送波の変調の方式 16QAM

誤り訂正率 1 / 2

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数 一本おき / 525本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数 352画素

符号化された映像信号のフレーム周波数 30 / 1.001Hz

符号化された映像信号のフレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数 480
画素

※ 補完放送であつてテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る一秒当たりのセグメント数又は一秒当たりの基準セグメント数 (当該補完放送に係る一秒当たりのセグメント数又は一秒当たりの基準セグメント数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る一秒当たりのセグメント数又は一秒当たりの基準セグメント数) を明記すること。

(3) デジタル放送の標準方式第四章第二節に定めるマルチメディア放送を行う移動受信地上基

幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(記載例) 中央の周波数 210.428MHz

使用するOFDMフレーム 13セグメント形式のOFDMフレーム

伝送方式 セグメント連結伝送方式

セグメント数 基準10セグメント

搬送波の変調の方式 16QAM

誤り訂正率 1/2

別表第六の三号の注4を次のように定める。

注4

(1) テレビジョン放送（特別な事業計画により放送番組を編集するものを除く。）を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の目的別種類（報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。以下同じ。）により、次のように記載すること。この場合において、データを併送するものであるときは、別表第六の二号注5(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例) 報道（一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等）

教育 (学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)
 教養 (政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)

娯楽 (音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)

その他 (通信販売番組等)

(2) テレビジョン放送 (特別な事業計画により放送番組を編集するものに限る。) を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野及び主たる言語項目ごとに次の記載例に従って記載すること。この場合において、データを併せ送るものときは、別表第六の二号注5(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例)

分野	主たる言語	備考
学校教育番組 (主として高校・大学受験対策講座)		
野球、サッカーを中心としたスポーツ番組		
ドイツ国内で放送されているニュース、ドラマ、		

(注 1) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注 2) 主たる言語の欄は、日本語以外の言語を主たる使用言語とする場合にのみ記載すること。

(注 3) 法第 8 条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨を記載すること。

(3) マルチメディア放送を行う基幹放送の業務の場合

ア 放送事項を放送番組の実態に合わせて、放送番組の形態及び分野ごとに次の記載例に従って記載すること。

(記載例)

放送番組の形態	分野	備考
リアルタイム型放送番組	野球、サッカーを中心としたスポーツ番組	
蓄積型放送番組	音楽、ドラマ	

(注 1) リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる

る形態の放送番組をいう。

(注2) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注3) 法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考欄にその旨を記載すること。

イ 放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送の業務を行う場合は、その旨を記載すること。

(4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合
放送事項を次のように記載すること。

ア 博覧会等の用に供する場合

(記載例) (何) 博覧会の案内等に係る事項

イ 災害発生時に役立てる場合

(記載例) (何) 地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

(5) (1)から(4)までに定めるもののほか、次のアからウまでに掲げる事項について、記載すること。
(ウについては、デジタル放送の標準方式第4章第1節に定める放送の業務の場合を除く。)

ア 有料放送の有無

(記載例) 有料放送の有無…無

イ 放送事項における成人向け番組（性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある番組をいう。）の有無

（記載例） 成人向け番組の有無…無

ウ 1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合

（記載例） 1週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合は30%以下とする。

別表第七の三号第三号ニ中「別紙(7)は」の次に「、放送番組の目的別種別（別表第六の三号注4(2)及び(3)の場合を除く。）及び」を加え、同注(9)を次のように改める。

(9) 別紙(9)は、次の様式により記載すること。

ア テレビジョン放送を行う場合

放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次の(7)から(9)までの様式により記載すること。

(7) 放送番組表

曜日									

時刻	月	火	水	木	金	土	日			
								時間	分	時間
計	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分
合計	時間							備考		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種別（別表第六の三号注4(2)の場合を除く。）のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類の全てについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) 補完放送であつて、映像に伴うものの放送を行うもの場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間について、字幕放送、解説放送の別に1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載す

ること。

(注5) 複数の走査方式等による放送を行うもの場合は、個々の放送番組の欄内に走査方式等の別が分かる記号等を記載すること。

(注6) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る放送時間及び比率を()で再掲すること。

(イ) 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道	時間 分	%	
教育			
教養			
娯楽			
その他			
合計	時間 分	100.0%	

(注1) 1週間の放送時間の欄は、(ア)の放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

(注2) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものとに細分すること。

(注3) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(ウ) 他から供給を受ける放送番組の時間等

供給者名	1週間の放送時間（他からの供給を受ける放送番組）	供給に関する協定等の有無
(ニユース) 放送事業者 小計	時間 分 (%)	
その他の者 小計	時間 分 (%)	
計 (①)	時間 分 (%)	
(ニユース以外の番組) 放送事業者 小計	時間 分 (%)	

その他の者	時間 分 (%)	
小計	時間 分 (%)	
計 (②)		
合計 (①+②=③)	他社の放送番組 時間 分 (%)	自社の放送番組 時間 分 (%)
備考		

(注 1) 供給者名の欄は、(ア)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注 2) 合計の欄の括弧内は、(ア)の放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の比率を記載すること。

(注 3) 「備考」の欄 (自社の放送番組) の比率は、1 週間当たりの総放送時間の比率を100%として「合計 (①+②=③)」の欄 (他社の放送番組) の比率を差し引いた比率を記載すること。

(注 4) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注 5) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に () で記載すること。

(注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

イ ワルチメディア放送を行う場合

放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間及び伝送容量（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次の(ア)から(エ)までの様式により記載すること。

(ア) リアルタイム型放送番組表 (注1) (注2) (注3) (注4) (注6)

時刻	曜日							
	月	火	水	木	金	土	日	
計	時間分							
	伝送容量							
合計		時間 分 (伝送容量)					備考	
有料放送 (%)								

(イ) 蓄積型放送番組表 (注1) (注2) (注4) (注6)

放送される時間帯	放送事項	合計伝送容量
月		

火					
水					
木					
金					
土					
日					
合計 伝送容量 有料放送 (%)					備考

(ウ) 全体の放送番組表 (注5) (注6)

放送番組の形態の別及び映像、音響又は信号の別	有料放送又は無料放送が放送全体に占める割合 (%)		映像、音響又は信号が放送全体に占める割合 (%)	合計 (%)	放送事項
	有料放送	無料放送			
	リアルタイム型	映像	A	G	A及びGの和
放送番組	音響	B	H	B及びHの和	で及びGからIまでの
	信号	C	I	C及びIの和	

				和	
蓄積型放送番組	映像	D	J	D及びJの和	DからFまで及びJか
	音響	E	K	E及びKの和	で及びJからLまでの和
	信号	F	L	F及びLの和	
合計 (%)	AからFまでの和	GからLまでの和		100	

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。

(注3) リアルタイム型放送番組は、個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に、(7)の放送番組

表にあつては1週間当たりの放送番組の放送時間全体に占める有料放送に係る放送時間の割合を、(イ)の放送番組表にあつては1週間当たりの放送番組の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合を()で再掲すること。

(注5) 1週間当たりの放送の伝送容量について、以下に掲げる事項ごと、かつ、影像、音響又は信号の別ごとに、1週間当たりの放送の伝送容量全体に占めるそれぞれの伝送容量の割合を記載すること。

(A) 放送番組の形態の別

(B) 無料放送又は有料放送の別

(注6) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

(エ) 他から供給を受ける放送番組の伝送容量等

供給者名	1週間当たりの放送の伝送容量全体に占める割合	供給に関する協定等の有無
	% (%)	
合 計	% (%)	

(注1) 供給者名の欄は、(ア)から(ウ)までの放送番組表に記載した放送番組のうち、他

から供給を受けるものについて記載すること。

(注2) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注3) 有料放送を行う基幹放送事業者の場合は、1週間当たりの放送の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合をそれぞれ該当する欄内に()で記載すること。

(注4) 比率は小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第十八条第一項ただし書の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣 新藤 義孝

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号第二項(9)ウ中「又は超短波放送」を「超短波放送」に改め、「超短波文字多重放送を行う無線局」の下に「又はマルチメディア放送を行う無線局」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣 新藤 義孝

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。
別表第五号の七注8中「~~(12) ㊦~~」を「(3) ㊦」、(6)「~~(18)~~」を「(17)」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

。) の無線設備 (第三十七条の二十七の九―第三十七条の二十七の十一) に、 「第二節の八の二 マルチメディア放送 (移動受信用地上基幹放送に限る。) を行う地上基幹放送局の無線設備 (第三十七条の二十七の十一の二・第三十七条の二十七の十一の三) 」 を 「第二節の八の二 移動受信用地上基幹放送を行う地上基幹放送局の無線設備 (第三十七条の二十七の十一の二・第三十七条の二十七の十一の三) 」 に改める。

「第二節の七 超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の無線設備」 を 「第二節の七 超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局 (移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。) の無線設備」 に改める。

第三十七条の二十七の七中 「地上基幹放送局」 の下に 「 (移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。) 」 を加える。

「第二節の八 標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備」 を 「第二節の八 標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局 (移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。) の無線設備」 に改める。

第三十七条の二十七の九中 「地上基幹放送局」 の下に 「 (移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。以

下この節において同じ。」を加える。

「第二節の八の二 マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）を行う地上基幹放送局の無線設備」を「第二節の八の二 移動受信用地上基幹放送を行う地上基幹放送局の無線設備」に改める。

第三十七条の二十七の十一の二中「マルチメディア放送（」及び「に限る。以下別表第一号から第三号までにおいて同じ。）」を削る。

第三十七条の二十七の十一の三第二号中「第四章第二節に規定する」を「第四章第三節に定める」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第四章第一節に規定する」を「第四章第二節に定める」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 地上基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を行うもの場合は、別図

第四号の八の五に示す許容範囲内にあること。

第三十七条の二十七の十九第三項第一号中「第六章第二節に規定する」を「第六章第二節に定める」に改め、同項第二号中「第六章第三節に規定する」を「第六章第三節に定める」に改め、同項第三号中「第六章第四節に規定する」を「第六章第四節に定める」に改め、同項第四号中「第六章第五節に規定する」を「第

六章第五節に定める」に改める。

別表第一号の表中

1	固定局、陸上局及び移動局（注18、19、20）	
	(1) 54MHzを超え70MHz以下のもの	
	ア 1W以下のもの	20
	イ 1Wを超えるもの	10
	(2) その他の周波数のもの	20
2	無線測位局	50
3	地上基幹放送局	20
4	標準周波数局	0.005
5	アマチュア局	500
6	地球局及び宇宙局	20
7	特定小電力無線局	20

を

1 固定局、陸上局及び移動局（注18、19、20）	
(1) 54MHzを超え70MHz以下のもの	
ア 1W以下のもの	20
イ 1Wを超えるもの	10
(2) その他の周波数のもの	20
2 無線測位局	50
3 地上基幹放送局	
(1) 移動受信用地上基幹放送を行う地上基幹放送局（注21、51）	1 Hz
(2) その他の地上基幹放送局	20
4 標準周波数局	0.005

に改め、同表六の項無線局の欄5(1)中「マルチメ

5	アマチュア局	500
6	地球局及び宇宙局	20
7	特定小電力無線局	20

「デジタル放送」及び「移動受信用地上基幹放送」に於ては、

別表第一号中(一)中「デジタル放送」の次に「(デジタル放送の標準方式第2章に定めるものに限る。)

」を加へ、同表(二)中「テレビジョン放送」及び「デジタル放送の標準方式第3章に定める放送」に於て

、同表(三)中「マルチメディア放送のうち」及び「第4章第1節に規定する」及び「第4章第1節又は第2

節に定める」に於て、同表(四)中「マルチメディア放送のうち」及び「第4章第2節に規定する」及び「第

4章第3節に定める」に於て、同表(五)中「マルチメディア放送」及び「デジタル放送の標準方式第4章に定め

る放送」に於て、同表(六)中「第4章第1節に規定する」及び「第4章第1節又は第2節に定める」に於て、同

(七)中「第4章第2節に規定する」及び「第4章第3節に定める」に於て、同表(八)中「他の地上基幹放送局

(テレビジョン放送を行うもの)」及び「他の地上基幹放送局(デジタル放送の標準方式第3章に定める放送を

行うもの)」、同表(九)中「近接する地上基幹放送局(テレビジョン放送を行うもの)」及び「近接する地上基幹放送局(

同章に定める放送を行うもの」に於て、同条に於て「他の地上基幹放送局（デジタル放送の標準方式第4章第1節に規定する）」や「他の地上基幹放送局（デジタル放送の標準方式第4章第1節又は第2節に定める）」に「近接する地上基幹放送局（デジタル放送の標準方式第4章第1節に規定する）」や「近接する地上基幹放送局（同章第1節又は第2節に定める）」に「6の項中5(1)」や「5の項3(1)及び6の項5(1)」に「(7)ア」や「(6)ア」に於てある。

同条に於て「地上基幹放送局」の次に「（デジタル放送の標準方式第2章に定める放送を行うものに限る。）」や「マルチメディア放送」や「移動受信用地上基幹放送」に於て、同条に於て「第4章第1節に規定する」や「第4章第1節又は第2節に定める」に於て、「ただし、ハは」の次に「デジタル放送の標準方式第4章第1節に定める放送を行うものにあつてはデジタル放送の標準方式第11条第3項のOFDMフレーム、同章第2節に定める放送を行うものにあつては」や「マルチメディア放送の標準方式第4章第2節に規定する」や「第4章第3節に定める」に於てある。

同条に於て「送信設備」の次に「（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）及びデジタル放送の標準方式第4章第1節に定める放送を行う地上基幹放送局の送信設備」や「マルチメディア

「デジタル放送の標準方式第4章第2節及び第3節に定める放送」に代り、これを第5(6)中「標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送」を「デジタル放送の標準方式第3章に定める放送」に改める。

別図第四号の八の五中「第37条の27の8第1項」の次に「及び第37条の27の11の3第1号」を加える。
別図第四号の八の二中「第37条の27の11の3第1号」を「第37条の27の11の3第2号」に改める。
別図第四号の八の三中「第37条の27の11の3第2号」を「第37条の27の11の3第3号」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百八号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第七条第二項の規定に基づき、基幹放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣 新藤 義孝

基幹放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令

基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「、マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）」を「、マルチメディア放送」に改め、同号(2)及び(3)中「放送を行う基幹放送局」の下に「（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）」を加え、同号(4)中「マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）を行う基幹放送局」を「テレビジョン放送及びマルチメディア放送を行う基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）」に改め、同(4)中「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成

二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第四章第一節に規定する」を「デジタル放送の標準方式第四章第二節に定める」に、「第二十八条の」を「第二十八条第二項に規定する」に、「同項の」を「同項に規定する」に改め、同(4)(二)中「第四章第二節に規定する」を「第四章第三節に定める」に改め、同(4)を同号(5)とし、同号(3)の次に次のように加える。

- (4) マルチメディア放送を行う基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）であつて、標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第四章第一節に定める放送を行うもの

基幹放送局の電界強度（地上四メートルの高さにおけるものとする。）が、毎メートル

$$\sqrt{(1.12)^2 \times n + (0.71)^2 \times m} \text{ ミリボルト以上である区域（} n \text{ はデジタル放送の標準方式第十一条第}$$

三項に規定するOFDMフレームに含まれる三セグメント形式のOFDMフレームの数とし、 m は同項に規定するOFDMフレームに含まれる一セグメント形式のOFDMフレームの数とする。）

第七条中「テレビジョン放送」を「テレビジョン放送」に改め、「開設するもの」の下に「及び移動受信用地上基幹放送を行うもの」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第九号

放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第九十三条第一項第四号の規定に基づき、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣 新藤 義孝

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の一部を改正する省令

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成二十三年総務省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「別表第五号（注）十二」を「別表第五号（注）九」に改め、同項第三号中「別表第五号（注）十一」を「別表第五号（注）八」に改め、「県域放送をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第四条の二中「のうち移動受信用地上基幹放送の業務」の下に「（全国放送であるものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、同条第一号中「基準となるセグメント数をいう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同条を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2 申請者のうち移動受信用地上基幹放送の業務（広域放送（放送法施行規則別表第五号（注）七の広域放送をいう。）又は県域放送であるものに限る。以下この項において同じ。）を行おうとする

者に関し、法第九十三条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次のいずれにも該当する場合

イ 申請者等が行う移動受信用地上基幹放送の業務に係る放送対象地域の数が二を超えないこと
(当該放送対象地域の数が二である場合にあつては、これらの放送対象地域が隣接する場合に限る。)

ロ 申請者等が移動受信用地上基幹放送の業務に関し使用するセグメント数及び基準セグメント数の合計が一の放送対象地域において六を超えないこと。

二 基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合

第六条中「別表第五号(注)十一」を「別表第五号(注)八」に改め、「県域放送をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第十条中「のうち地上基幹放送の業務を行おうとする者」を「(全国放送である基幹放送の業務を行おうとする者を除く。)」に、「その地上基幹放送」を「その基幹放送」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第一百十号

放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第四号の規定に基づき、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣 新藤 義孝

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の一部を改正する省令

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成二十三年総務省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号口中「別表第五号（注）十」を「別表第五号（注）七」に改める。

第四条第一項第一号中「別表第五号（注）十二」を「別表第五号（注）九」に改め、同項第三号中「別表第五号（注）十一」を「別表第五号（注）八」に改める。

第七条中「別表第五号（注）十一」を「別表第五号（注）八」に改める。

第十一条中「のうち地上基幹放送の業務を行おうとする者」を「（全国放送である基幹放送の業務を行おうとする者を除く。）」に、「その地上基幹放送」を「その基幹放送」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百十一号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣 新藤 義孝

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

「第三章 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精度テ

第四章 地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送（第二十五条―第四十八条）

目次中

第一節 二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行

第二節 二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行

レビジョン放送（第十八条―第二十四条）

「第三章

第四章

を 第一

うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの（第二十五条―第三十二条）

第二

うマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの（第三十三条―第四十八条）

「 第三

地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）を用いて行う標準レビジョン放送のう

地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）を用いて行うレビジョン放送及びマル

節 九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送

節 二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うレビジョン放

節 二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うレビジョン放

ちデジタル放送及び高精細度レビジョン放送（第十八条―第二十四条）

チメディア放送

のうちセグメント連結伝送方式によるもの（第二十四条の二―第二十四条の七）

に改め

送及びマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの（第二十五条―第三十二条）
送及びマルチメディア放送のうち選択帯域伝送方式によるもの（第三十三条―第四十八条）
る。

第九条中「デジタル放送」の下に「（第四章に定める放送を除く。）」を加える。

第三章の章名中「地上基幹放送局」の下に「（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）」を加える。

第十八条中「地上基幹放送局」の下に「（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。以下この章において同じ。）」を加える。

第四章の章名中「地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送」を「地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送」に改める。

第四章第二節の節名中「行う」の下に「テレビジョン放送及び」を加える。

第三十三条中「行う」の下に「テレビジョン放送及び」を加える。

第四十八条中「第三十条」を「第二十四条の五」に、「第三十一条」を「第二十四条の六」に、「同期パケット」を「同期パケット」に改める。

第四章中第二節を第三節とする。

第四章第一節の節名中「行う」の下に「テレビジョン放送及び」を加える。

第二十五条中「を用いて行うマルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。以下この章において「マルチメディア放送」という。）を」（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。第三十三条において同じ。）を用いて行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送」に改め、「（以下「セグメント連結伝送放送」という。）」を削る。

第二十七条第一項第二号中「別表第二十二号に示すIPパケット又はIPパケットを圧縮したもの（以下「IPパケット等」という。）」を「IPパケット等」に改める。

第二十八条第一項中「OFDMセグメント（以下この節）の下に「、別表第九号、別表第十号、別表第十四号」を加える。

第三十条及び第三十一条を次のように改める。

（適用除外）

第三十条 第四条第一項の規定は、第二十五条に規定するテレビジョン放送及びマルチメディア放送には適

用しない。

第三十一条 削除

第三十二条中「並びに第二十二條」を「、第二十二條、第二十四條の五第一項及び第二項並びに第二十四條の六」に、「セグメント連結伝送放送」を「第二十五條に規定するテレビジョン放送及びマルチメディア放送」に、「一セグメント形式」を「、一セグメント形式」に改める。

第四章中第一節を第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節 九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチ

メディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるもの

(適用の範囲)

第二十四條の二 この節の規定は、九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）を用いて行うマルチメディア放送のうちセグメント連結伝送方式によるものに適用があるものとする。

(多重化)

第二十四条の三 符号化信号は、第三条第一項に規定されるもののほか、次に掲げる伝送方法によるものとする。

一 パケットにより多重すること。

二 任意の長さでグループ化し、その構成は、別表第二十二号に示すIPパケット又はIPパケットを圧縮したもの（以下「IPパケット等」という。）によること。

三 IPパケット等による情報は、別表第二十三号に示すULEパケットにより伝送すること。

四 ULEパケットによる情報は、TSパケットにより伝送すること。

2 TSパケットにより伝送される符号化信号の伝送制御は、第三条第二項に規定する伝送制御信号のほか、AMT（放送番組番号を識別するサービス識別子及びIPパケット等を関連付ける伝送制御信号をいう。以下この条において同じ。）により行うものとする。

3 AMTの構成は、セクション形式によるものとする。

4 IPパケット及びULEパケットの送出手順並びにAMTの構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(伝送主シンボル)

第二十四条の四 伝送主シンボルは、階層（第十二条に規定する階層をいう。以下この条において同じ。）ごとに分割された伝送主信号について、それぞれ四相位相変調又は十六値直交振幅変調のためのキャリア変調マッピングを行って生成されたシンボルとし、階層合成、時間インターリーブ及び周波数インターリーブによりデータセグメントを構成するものとする。

(映像信号の符号化)

第二十四条の五 映像信号のうちPESパケットによるものの符号化は、画面内予測符号化方式、動き補償予測符号化方式、整数変換方式及びエントロピー符号化方式を組み合わせたものとし、その映像の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

2 映像信号のうちPESパケットによるものの符号化は、別表第二十六号に示す最大フレーム周波数、画面の横と縦の比並びに映像の輝度信号及び色差信号の画素数のとおり行うものとする。

3 第四条第一項の規定は、第二十四条の二に規定するマルチメディア放送には適用しない。

(映像信号)

第二十四条の六 映像信号のうちPESパケットによるものは、輝度信号及び色差信号から成るものとし、別表第六十九号に掲げる方程式によるものとする。

2 映像信号のうちPESパケットによるものの輝度信号及び色差信号の標本値は、八桁の二進数字によって量子化を行うものとする。

(準用規定)

第二十四条の七 第十条、第十一条、第十二条第二項、第十三条から第十五条まで、第十七条並びに第二十条の規定は、第二十四条の二に規定するマルチメディア放送について準用する。この場合において、第二十二條第二項及び第三項中「セグメント番号0」とあるのは、「一セグメント形式のOFDMフレーム又は三セグメント形式のOFDMフレームのセグメント番号0」と読み替えるものとする。

第六十六条、第八十一条及び第八十四条中「第三十条第一項」を「第二十四条の五第一項」に改める。
別表第五号注中「又は別表第十号」を、「別表第十号又は別表第二十四号」に改める。

別表第九号中「又は別表第十号」を、「別表第十六号又は別表第二十四号」に、「(n_d+n_s=N)ただし、Nは地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送については、1セグメント形式のO

FDMフレームの場合は1、3セグメント形式のOFDMフレームの場合は3とし、地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送については13、セグメント連結伝送放送については、1セグメント形式のOFDMフレームの場合は1、13セグメント形式のOFDMフレームの場合は13とする。)」⁴⁾「($n_d + n_s = N$)ただし、Nは、1セグメント形式のOFDMフレームの場合は1、3セグメント形式のOFDMフレームの場合は3、13セグメント形式のOFDMフレーム及び第20条に規定するOFDMフレームの場合は13とする。)」⁵⁾

別表第十号別記2号2号「地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送については、」⁶⁾「とし、地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送については $N_{s1} + N_{s2} + N_{s3} = 13$ 、セグメント連結伝送放送については、1セグメント形式のOFDMフレームの場合は $N_{s1} = 1$ 、 $N_{s2} = 0$ 及び $N_{s3} = 0$ 、13セグメント形式のOFDMフレーム」⁷⁾「、13セグメント形式のOFDMフレーム及び第20条に規定するOFDMフレーム」⁸⁾

別表第十号別記2号2号「地上基幹放送局を用いて行う超短波放送のうちデジタル放送及びセグメント連結伝送放送であって」⁹⁾「¹⁰⁾「1セグメント形式のOFDMフレーム」¹¹⁾」及び3セグメント形式のO

第20条に規定するOFDMフレーム」に改める。

別表第二十二号中「第27条第1項第2号」を「第24条の3第1項第2号」に改める。

別表第二十三号中「ULEパケットの構成（）」の次に「第24条の3第1項第3号及び」を加える。

別表第二十六号中「第30条第2項」を「第24条の5第2項」に改める。

別表第六十九号中「第31条第1項」を「第24条の6第1項」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百十二号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百三十六条第一項の規定に基づき、衛星一般放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣 新藤 義孝

衛星一般放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令

衛星一般放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十四号）の一部を次のように改正する。
第三条第二号中「第三十条第一項」を「第二十四条の五第一項」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百十三号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百三十六条第一項の規定に基づき、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣 新藤 義孝

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「のうち、地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送に係る」を「第三章に定める」に改め、同条第十二号及び第十三号中「規定する衛星基幹放送局に係る」を「定める」に改める。

第九条中「行う地上基幹放送局」の下に「（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）」を加える。

第十三条中「行う放送局」を「行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。